

医科点数表第2章第10部手術の通則の5及び6に掲げる手術に係る掲示

医科点数表第2章第10部手術の通則の5および6に掲げる手術件数は以下のとおりです。

〈対象期間：令和6年1月1日～令和6年12月31日〉

区分		区分名	件数
区分1	ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	5
	イ	黄斑下手術等	34
	ウ	鼓室形成手術等	5
	エ	肺悪性腫瘍手術等	3
	オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	101
区分2	ア	靱帯断裂形成手術等	70
	イ	水頭症手術等	1
	ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0
	エ	尿道形成手術等	8
	オ	角膜移植術	0
	カ	肝切除術等	4
	キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	2
区分3	ア	上顎骨形成術等	0
	イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	2
	ウ	バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	0
	エ	母指化手術等	0
	オ	内反足手術等	0
	カ	食道切除再建術等	1
	キ	同種死体腎移植術等	0
区分4		胸腔鏡下手術、腹腔鏡下手術	350
その他	ア	人工関節置換術	209
	イ	乳児外科施設基準対象手術	2
	ウ	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	33
	エ	冠動脈、大動脈バイパス移植術（人工心肺を使用しないものを含む）及び体外循環を要する手術	31
	オ	経皮的冠動脈形成術（急性心筋梗塞に対するもの）	16
		経皮的冠動脈形成術（不安定狭心症に対するもの）	9
		経皮的冠動脈形成術（その他のもの）	117
		経皮的冠動脈粥腫切除術	0
		経皮的冠動脈ステント留置術（急性心筋梗塞に対するもの）	2
		経皮的冠動脈ステント留置術（不安定狭心症に対するもの）	4
		経皮的冠動脈ステント留置術（その他のもの）	47